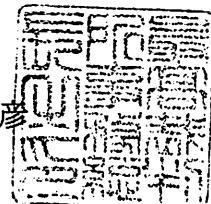


平成30年6月14日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 今崎幸彦



理由説明書

下記1の諮問について、下記2のとおり理由を説明します。

記

1 諒問日等

(1) 諒問日

平成30年6月14日

(2) 諒問の要旨

苦情申出人は、東京地方裁判所（以下「原判断庁」という。）がした不開示の判断に対し、対象文書が本当に存在しないかどうか不明である旨主張しているが、当該判断は相当であると考える。

2 理由

(1) 開示申出の内容

平成29年度中に実施された、東京地裁専門部・集中部と、東京三弁護士会との間の懇談会における配布資料及び懇談結果を記載した文書

(2) 原判断庁の判断内容

原判断庁は、(1)の開示の申出に対し、平成30年5月15日付けで不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

(3) 最高裁判所の考え方及びその理由

東京地裁専門部・集中部と東京三弁護士会との間において、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に懇談会を開催していない。

よって、本件対象文書を作成又は取得していないことを理由に不開示とした
原判断は相当である。